



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布 日時	平成29年11月10日 14時
資料配布		

件名	建設業法違反行為を行ったことによる指名停止措置について
----	-----------------------------

概要	近畿地方整備局は、有資格業者が、建設業法違反行為を行ったことについて、平成29年11月10日、同者に指名停止の措置を行った。
----	--

取扱い	
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ
------	---

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL06-6942-1141 総務部契約課長 <small>たなか のぶひさ</small> 田中 信久 (内線 2511) 総務部契約課長補佐 <small>おおぎり あつひこ</small> 大桐 敦彦 (内線 2512) 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 TEL078-391-7576 総務部経理調達課長 <small>の だいすけ</small> 野 大輔 (内線 6310) 総務部経理調達課長補佐 <small>すぎはら こうじ</small> 杉原 浩二 (内線 6313)
------	--

平成29年11月10日

近畿地方整備局

(株)日動に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

(株)日動は、大阪府住宅供給公社発注の工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

上記のことが、建設業法第28条第3項の規定に該当するとして、建設業許可部局である大阪府から営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

(株)日動が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分(営業停止命令)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当する。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者: (株)日動

大阪府大阪市東成区神路1-12-2NDビル408号

代表取締役 山下 彬

指名停止措置の範囲: 近畿地方整備局管内

指名停止期間: 平成29年11月10日から平成29年12月21日まで(6週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)